

平成31年 4 月和水町議会第 2 回臨時会会議録

平成31年 4 月19日和水町議会第 2 回臨時会を議場に招集された。

1. 平成31年 4 月19日午後 3 時00分招集

2. 平成31年 4 月19日午後 3 時00分開会

3. 平成31年 4 月19日午後 3 時38分散会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	7 番 秋 丸 要 一
8 番 松 村 慶 次	9 番 庄 山 忠 文	10 番 池 田 龍之介
11 番 森 潤一郎	12 番 蒲 池 恭 一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1 名)

6 番 高 木 洋一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	北 原 望
---------	---------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税務住民課長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	建 設 課 長	中 嶋 啓 晴
特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認について

平成30年度和水町一般会計補正予算（第10号）

日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認について

和水町税条例等の一部を改正する条例

日程第 5 承認第 4 号 専決処分の承認について

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第6 議案第33号 和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第7 議案第34号 平成31年度和水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第35号 平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 閉会中の継続調査について
-

開会 午後3時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

ただ今から、平成31年第2回和水町議会臨時会を開会いたします。

本日は高木議員から欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番松村慶次君、9番庄山忠文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認について

平成30年度和水町一般会計補正予算（第10号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、承認第2号「専決処分の承認について」（平成30年度和水町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 承認第2号、専決処分の承認について。平成30年度和水町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し承認を求めるものでございます。平成31年4月19日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

承認第2号の予算書の表紙裏面を御覧いただきたいと思います。平成30年度和水町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,646万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月29日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

それでは、歳入歳出補正予算の主なものを説明を申し上げます。まず歳入から申し上げます。

1ページを御覧いただきたいと思います。1款の町税から11款の交通安全対策特別交付金までは、国県等々の交付金額が決定したことによる補正でございます。14款の国庫支出金、1項国庫負担金の補正額304万7,000円の減額は、現年度公共土木災害復旧費負担金の実績を踏まえ減額するものでございます。その下、2項、国庫補助金の補正額659万8,000円の増額は、公共土木施設災害復旧事業委託費補助金の増によるものでございます。いずれも実績による増減でございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。一番上の15款、県支出金、3項、県委託金の補正額104万3,000円の減額は、県議会議員選挙にかかる分でございます。16款、財産収入から20款、諸収入につきましても、実績に基づき補正するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。10ページを御覧いただきたいと思います。御覧のとおり財源組替えが主ですので、補正額として具体的に計上してあります8款、土木費について説明を申し上げます。5項、住宅費、1目、住宅管理費に103万3,000円を追加いたします。これは平成28年熊本地震復興事業として宅地の石垣等の被災部分の復旧事業に対する補助金でございます。以上で歳出補正の概要説明を終わります。

続いて4ページを御覧いただきたいと思います。「第2表 繰越明許費補正」について説明を申し上げます。追加といたしまして、2款、総務費、1項、総務管理費、事業名、条例等制定改廃事務経費といたしまして、金額194万4,000円を繰り越します。これは会計年度任用職員制度導入にかかる地方公務員法の改正及び関係法令の改正に伴い、条例の制定改廃事務委託事業を繰り越すものです。繰越の理由といたしましては、任用職員の給与体制にかかる例規整備等に不測の時間を要したためでございます。

その下、8款、土木費、2項、道路橋梁費、事業名、町道整備事業として、金額1,896万2,000円を繰り越します。理由は、町道岩線において、自由勾配側溝等の資材入手に時間を要したため

でございます。その下、8款、土木費、5項、住宅費、事業名、町営住宅維持管理事業として、金額371万6,000円を繰り越します。繰越理由は、貯水槽タンクの設置にかかるタンク本体の調達に時間を要したためでございます。

以上、専決第2号、専決処分、平成30年度和水町一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号「専決処分の承認について」（平成30年度和水町一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認について

和水町税条例等の一部を改正する条例

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、承認第3号「専決処分の承認について」（和水町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただ今議題となりました承認第3号、専決処分の承認について御説明申し上げます。

和水町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。平成31年4月19日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量贈与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなるため、条例の改正を行う必要があり、和水町税条例等の一部を改正する

条例を、平成31年3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正について、新旧対照表のほうで御説明を申し上げたいと思います。A4の横置きにしましてページ数が16分の1と書いてる所からでございます。新旧対照表、第1条による改正ということでございます。

まず、住民税関係でございますけれども、こちらが住宅借入金等特別税額控除の適用延長ということで、平成43年度から2年間延長して平成45年度までとしております。第7条の3の2でございますが、そこに45年度ということで変更になっております。そのほか、順番逆になりましたけれども、第34条の7、こちらふるさと納税制度の見直しでございます。ふるさと納税の特例控除の対象となる寄付金を見直し、総務大臣が指定するものに限定したということでございます。その関連条文の改正でございます。

そのほかに軽自動車税の関係でございますけれども、軽自動車税の種別割にかかるグリーンカー特価経過の見直しがございます。現行の特例を2年間延長した上で、平成33年度から平成34年度に初回車両番号の指定を受ける軽自動車税の見直し特例を適用するものでございます。すいません、ページが16分の11と書いとる所でございます。すいません。

第16条関係でございます。今回の条例の改正に当たりましては、条立てをして改正しております、1条関係で今説明したものが主なものでございます。また、9分の1というページから以降でございますけれども、こちらが第2条関係の改正になっております。こちらにつきましては、主なものとしまして、附則第15条の2の部分でございますけれども、9分の4ページになります。こちらでは附則第15条の2でございますが、環境性能割の賦課徴収の特例の新設ということで、消費税引上げに伴う対応といたしまして、平成31年10月1日から平成32年9月30日の間に取得した軽自動車に対して、地方税法の基準を満たした車種を非課税とする制定による条文の追加が上がっております。

それから、ページを開けまして2分の1、2分の2という所でございますけれども、24条でございます。こちらについては、個人の町民税の非課税の範囲ということで、子どもの貧困に対応するために個人住民税の非課税措置がなされておるところでございます。

それから、ページを開けていただきまして、5分の1以降でございますが、すいません、失礼しました。4条改正ですね。4条改正関係については、平成28年に改正した条例に関しまして、平成31年4月1日現在による税条例へ修正を行うための修正となっております。

それから、その次に5分の1以下の5条関係でございますけれども、こちらは平成30年改正条例に関しまして、平成31年10月1日施行分の税条例改正について、平成31年4月1日現在による税条例の改正を行うものということで条立てをしてあるところでございます。

一部改正の内容につきましては、新旧対照表の部分で下線を引いておる所でございますので、ほとんどの改正が法律等の改正に伴う字句の改正、項の追加、繰上げ、繰下げとなっております。

以上で承認第3号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） ふるさと納税の件についてですが、内容をちょっと詳しくお願いしたいんですが。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただ今の御質問でございますけども、ふるさと納税特別控除対象となる寄付額の基準ということで掲げてございます。関係する部分については、一つ目に寄付金の募集を適正に実施することということで謳われております。また、返礼品を送付する場合の条件といたしまして、返礼品の返礼割合を3割以下とする。返礼品を地場産品とするということでございます。これらの基準は、総務大臣が定めることになっております。指定は都道府県等に申出により行うということで、総務大臣は指定の取消が可能ということになるものでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） 地場産品っていうことは、要するにこの和水町でとれるものに限るということで理解していいですか。それとも、今、広域で山鹿市とか玉名市で広域で組んでますよね。その広域での商品というか、その出品というのは可能なんでしょうか。そのへんのところをちょっと。そこまでちょっと含めてお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 地場産品ということですので、まちづくり推進課長がよか。大丈夫。執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただ今の秋丸議員の御質問についてお答えしたいと思います。

ふるさと納税につきましては、今回の場合、税条例の改正となっておりますので、税条例の中ではそこまで詳しいことは謳ってないと思います。まちづくり推進課としましては、県のほうから、今、税務住民課長が言ったような税改正についての指摘がっておりますので、連休明けぐらいに、登録というのを今行っている状況になります。その中で、今秋丸議員が言われたような地場産業の品、また、上限が3割以下とかですね、そのへんを出しまして、町のほうがきちっとしたそのふるさと納税の該当になる団体ということを認めてもらうような手続に入る予定としております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 今のところでは決まってないということですね。

（「そうですね、はい」と呼ぶものあり）

はい。で、御理解いただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号「専決処分の承認について」(和水町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認について

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(蒲池恭一君) 日程第5、承認第4号「専決処分の承認について」(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長(高木浩昭君) 承認第4号、専決処分の承認について御説明申し上げます。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。平成31年4月19日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

専決処分の概要でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても同日から施行する必要が生じたので、地方自治法の規定により3月29日に専決処分をさせていただきました。

主な内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表の1ページを開いてください。第2条の改正でございますが、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額が、現行の58万円から61万円に引き上げるものでございます。

続きまして、23条でございますけれども、国民健康保険税の税額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象者となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の27万5,000円から28万円に引き上げるものでございます。また、2割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の50万円から51万円に引

き上げるものでございます。

以上で承認第4号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号「専決処分の承認について」（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第33号 和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第33号「和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第33号、和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定める。平成31年4月19日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例（平成18年和水町条例第97号）は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行する。以上になります。

次に、廃止する提案理由を申し上げます。和水町老人福祉センターは、昭和59年に和水町藤田地区に建設され、高齢者の方に対しまして、健康の保持、教育の向上、及びレクリエーションのための施設とし、福祉活動の拠点として住民福祉に務めてまいりましたが、建設から35年が経過し、施設の老朽化に伴う維持補修の費用が、今後増大してくることが考えられます。また、現状において、維持管理費が400万円以上必要とするのに対しまして、施設の利用に伴う収入が、平成30年度につきましては2万円弱と減少している状況を考慮いたしまして、今後の費用対効果を検証した結果、改善することが見込めない状況と判断し、平成31年3月31日をもって閉館いたしま

したので、この条例を廃止するものであります。

今後の老人福祉センターの役割につきましては、和水町福祉センターへ集約化を図り、住民福祉に務めてまいります。以上で議案第33号、和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号「和水町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 平成31年度和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第34号「平成31年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第34号、平成31年度和水町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。予算書の表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

平成31年度和水町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,774万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,264万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成31年4月19日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入の主なものを御説明いたします。説明は6ページで説明をいたします。御覧いただきたいと思います。15款の国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金に6,728万9,000円を追加します。これは、国の社会資本整備総合交付金及び防災安全社会資本整備交付金の増額

によるものです。道路整備事業に充当するもので、対象となる主な路線は、江田高野線の道路改良事業に充当いたします。

続きまして、16款の県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金に584万9,000円を追加いたします。これは、平成28年熊本地震復興基金交付金による地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金です。神社の鳥居等の復興事業の負担金に充当するものでございます。一番下、22款、町債、1項、町債、4目、土木費に5,400万円追加いたします。国からの交付金の増に伴い、道路整備の事業費も追加補正をいたしますが、その財源として補正するものでございます。以上で歳入補正の説明を終わります。

続きまして、歳出補正の概要を申し上げます。7ページを御覧いただきたいと思います。2款、総務費、1項、総務管理費、6目、企画費に584万9,000円を追加いたします。これは歳入で説明いたしました地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金の財源とするものです。今回は内田区の赤子宮、久井原加藤神社、久米野菅原神社の鳥居などの復旧事業の補助金とするものでございます。

続いて3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、高齢者福祉費に89万1,000円を追加いたします。これは特別養護老人ホーム事業会計繰出金です。1月3日並びに26日の地震により被災いたしました老人ホームの施設改修費に充当するものです。8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費補助に1億3,100万円を追加いたします。これは歳入15款の国庫支出金で説明を申し上げました社会資本整備総合交付金の増額補正に伴い、工事請負費として補正するものでございます。

続いて3ページを御覧いただきたいと思います。第2表、地方債補正について説明を申し上げます。変更といたしまして、道路整備事業、過疎債として限度額補正前2億6,000万円に5,400万円を追加補正し、補正後の限度額を3億1,400万円とするものです。歳入で申し上げました江田高野線の道路整備事業に充当するものでございます。

以上、議案第34号、平成31年度和水町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号「平成31年度和水町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第8、議案第35号「平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長(樋口幸広君) 議案第35号、平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。平成31年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ356万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,669万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年4月19日提出、和水町長高巢泰廣です。

まず、歳出について説明いたします。6ページを御覧ください。1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、15節の工事請負費を356万1,000円増額しております。これは、1月3日に発生しました地震により、施設の壁や柱などに亀裂や崩落などの被害を受け、今月の15日に九州財務局などの現地調査を終えたために、今回補正を行い、復旧工事を行うものです。

次に、歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。9款、繰入金、1項、一般会計繰入金、3節の一般会計繰入金を89万1,000円増額しております。これは歳出で説明しました工事費の事業者負担分となっております。次に、10款、県支出金、1項、県補助金、1節の災害復旧費県補助金を267万円計上しております。これは工事費の4分の3の額を計上しております。国の補助金も活用して復旧工事を実施するものでございますが、県の老人福祉施設等災害復旧費補助金で交付されるため、県支出金で受入を行っております。

以上で議案第35号、平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長(蒲池恭一君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号「平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第36号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第36号、工事請負変更契約の締結について。平成30年10月17日に議会の議決を経て工事請負契約について下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成31年4月19日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名、町道西光寺中林道路改良工事、中林一工区でございます。工事場所は和水町中林地内、中林板楠地内でございます。変更前の契約金額、9,242万6,400円、変更後の契約金額、9,238万888円でございます。変更額としましては、減額の4万5,512円となっております。契約の相手方、株式会社大昭建設でございます。

この工事につきましては、延長114メートルの範囲において、平成30年10月から31年5月までを工期としまして改良工事を行っております。今回工事の変更につきましては、掘削工、残土処分、植生工等の変更が生じたことにより、契約額の減額4万5,512円の減額の変更を行うものです。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。

平成31年第2回和水町議会臨時会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

(お疲れさまでした。)

閉会 午後3時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員